

介護老人保健施設ことぶき苑

重要事項説明書

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ことぶき苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額90万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者またはご家族による、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる背信行為又は著しい不信行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院(※一時的な入院は除外)又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の22日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計2ヶ月分相当額10万円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(ハラスメントの禁止)

- 第 15 条 職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- ① 身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(例) コップを投げつける。たたく。唾を吐く。
- ② 精神的暴力 個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。(例) 怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
- ③ セクシャルハラスメント 意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。(例) 必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

<別紙1>

介護老人保健施設ことぶき苑のご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ことぶき苑
- ・開設年月日 平成8年12月17日
- ・所在地 宮崎市本郷北方字池田4043-1
- ・電話番号 (0985)56-6622 ・ファックス番号 (0985)56-6628
- ・管理者名 阿南 育男
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4550180055号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ことぶき苑の運営方針]

ことぶき苑は介護老人保健施設の理念と役割を堅持し、次の3つのモットーを掲げて運営します。1.「和顔愛語、先意承問」2. ほうれんそう（報告、連絡、相談）3. 「利用者に愛情を、敬老を、礼節を」また、利用者に優しく、ゆとりのある気持ちで接し、自分の身内を介護するのと同じように、丁寧な仕事をするように努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1名			診療、療養の指導等
・看護職員	13名	4名	1名	健康管理、処置等
・薬剤師		1名		施設内の調剤、薬品の管理
・介護職員	28名	7名	2名	日常生活の介助
・支援相談員	2名			施設利用、家庭復帰の相談
・理学療法士	4名			機能維持、回復の訓練
・作業療法士	2名	1名		作業等による訓練
・言語聴覚士				
・栄養士	2名			献立の作成、栄養の管理
・介護支援専門員	2名			サービス計画の作成等
・事務職員	3名			介護報酬の請求等、労務
・その他	2名			経理

(4) 入所定員等 ・定員 80名（うち短期入所療養介護 2名）

・療養室 個室 8室、2人室 2室、4人室 17室

(5) 通所定員 38名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（原則として食堂で召し上がっていただきます）
 - 朝食 7時45分～
 - 昼食 11時45分～
 - 夕食 17時45分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に原則2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（月2回施設内にて行います。）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

*これらのサービスのなかには、別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称 南部病院

・住 所 宮崎市大字恒久891番地14

・協力歯科医療機関

・名 称 ひまわりデンタル

・住 所 宮崎市大字本郷南方2850番地6
川越ビル 1F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会 朝 9 時～夜 8 時半、面会簿にご記入の上、お願いします。
- ・ 外出・外泊 3 日前までに連絡し、許可を受け、届けをご記入下さい。
- ・ 飲酒・喫煙 原則として禁止です。
- ・ 火気の取扱い 火災防止の為、厳禁とします。持ち込みもご遠慮下さい。
- ・ 設備・備品の利用 利用される前に、職員にご相談下さい。判断いたします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み かさばる物、危険な物、高価な物など以外は、結構です。
- ・ 金銭・貴重品の管理 小銭以外の金銭、貴重品は所持しない様をお願いします。
- ・ 外泊時等の施設外での受診 無断で受診せず、事前に医師、看護職員にご相談下さい。
- ・ 宗教活動 宗教の勧誘等、他利用者等に迷惑な行為はご遠慮下さい。
- ・ ペットの持ち込み 利用者の事故防止、清潔の保持等のため、ご遠慮下さい。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備・自動通報装置等
- ・ 防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設の相談支援部までお気軽にご相談ください。(電話 0985-56-6622)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1 階玄関等に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

施設外の相談窓口は、次の通りとなっています。

宮崎県 国民保険団体連合会 相談係 (電話 0985-35-5301)

宮崎市 介護保険課 事業所支援係 (電話 0985-44-2591)

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご参照ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

利用者負担説明書のとおり

(2) その他の料金

利用者負担説明書のとおり

(3) 支払い方法

利用者負担説明書のとおり

<別紙 3>

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設ことぶき苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費（滞在費）、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

・要介護1	717円	・要介護1	793円
・要介護2	763円	・要介護2	843円
・要介護3	828円（従来型個室）	・要介護3	908円（多床室）
・要介護4	883円	・要介護4	961円
・要介護5	932円	・要介護5	1012円

*短期集中リハビリテーションを実施した場合 (I) 258円 (II) 200円

*認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合 (I) 240円 (II) 120円
(入所日から3月以内、1週間に3回以上)

*外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えて362円となります。
ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。(1月に6日まで)

*入所後30日間に限って上記の施設サービス費に、1日につき30円または60円加算されます。

*退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- ① 入所日前後30日以内に退所後の在宅サービスを希望する居宅介護支援事業者と利用調整を行い方針を定めた場合 600円
- ② 退所に先立って希望する居宅介護支援事業者へ診療情報を文書にて添え、居宅、地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ当該居宅支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合 400円
- ③ 利用者等に試行的な退所にて、療養上の指導を行った場合 400円
- ④-1 主治医に対して、診療状況の文書を添えて紹介を行った場合。また、社会福祉施設等に対して、診療状況の文書を添えて情報を提供した場合 500円
- ④-2 医療機関へ退所する入所者等について、心身の状況、生活歴などを示す情報、診療状況の文章を提供した場合 250円

*夜勤職員配置加算… 24円/日

*在宅復帰／在宅療養支援機能加算Ⅰ… 51円/日

*栄養マネジメント… 11円/日

*緊急時施設療養費（利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合）… 518円/日 1月に1回連続3日まで）

*サービス提供体制強化加算（介護職員の総数のうち、介護福祉士が80%以上）

*として、1日につき22円が加算されます。

*介護職員等処遇改善加算（R6.6月から）…算定した単位数の75/1000に相当する単位数が加算されます。

*これら以外に下記の個別的なサービス等について加算される場合があります。

- ・ターミナルケア加算… 72円（死亡日以前31日以上45日以下）
160円（4日以上30日以内）
910円（死亡日前日及び前々日）
1950円（死亡日）
- ・療養食加算… 6円/1食
- ・所定疾患施設療養費加算Ⅱ… 480円/日
- ・経口維持加算Ⅰ・Ⅱ… 400・100円/月
- ・経口移行加算… 28円/日
- ・口腔衛生管理加算Ⅰ・Ⅱ… 90円・110円/月
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ… 3・13円/月
- ・排せつ支援加算Ⅰ～Ⅲ… 10～20円/月
- ・科学的介護推進体制加算Ⅰ・Ⅱ… 40円・60円/月
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）… 50円/月（R7年度から）
協力医療機関連携加算（Ⅱ）… 5円/月（R7年度から）
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ… 10円・5円/月
- ・生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ… 100円・10円/月

2 利用料

- ① 食費（1日あたり） ※1,630円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（1日あたり）
 - ・従来型個室 1,860円
 - ・多床室 437円（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
※上記①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ③ 日常生活品費/1日 140円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ④ 教養娯楽費/1日 130円
レクリエーションや個別活動で使用する各材料費。誕生会、クリスマス会等の行事費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 理美容代 理容代1,300円、美容代1,500円
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 行事費 （その都度実費をいただきます。）
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 健康管理費 1回あたり 市町村が定めた自己負担額
インフルエンザ予防接種に係る費用で、インフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。公費負担の対象とならない場合（65歳未満の方）は、1回あたり3,000円となります。

⑧ 肺炎球菌ワクチン

肺炎予防ワクチンの接種をご希望の場合は、1回あたり7,500円となります。

⑨ 私物の洗濯代

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

*洗濯は特別の理由のある場合のみ施設で行います。また、洗濯の業者と月額単位で
契約を結んでいただくことができます。 4,920円(税込み)

⑩ その他の費用

利用者の選択によって使用されるテレビの利用料金 110円/1日(個室は不要)

個人的に使用する機器等にかかる電気代 110円/1日、

文章料(各種診断書等含む) 2,000円～5,000円(税別)

死亡診断書 5,000円(税別)

B 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

- ① 短期入所療養介護の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

（従来型個室）		（多床室）	
・要介護1	753円	・要介護1	830円
・要介護2	801円	・要介護2	880円
・要介護3	864円	・要介護3	944円
・要介護4	918円	・要介護4	997円
・要介護5	971円	・要介護5	1,052円

日帰りの短期入所療養介護の自己負担額（1日あたり）

・3時間以上4時間未満	664円
・4時間以上6時間未満	927円
・6時間以上8時間未満	1,296円

*個別リハビリテーションを実施した場合、240円が加算されます。

*入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円加算されます。

*必要な場合は療養食を提供し、1食につき8円が加算されます。

*ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。（1日につき、518円）

*サービス提供体制強化加算（介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上）として、22円が加算されます。

*夜勤職員配置加算…1日につき24円が加算されます。

*重度療養管理加算…1日につき120円が加算されます。（要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である方）

*介護職員処遇改善加算Ⅰ…算定した単位数の75/1000に相当する単位数が加算されます。（R6.6/1～）

- ② 介護予防短期入所療養介護の自己負担額（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

（従来型個室）		（多床室）	
・要支援1	579円	・要支援1	613円
・要支援2	726円	・要支援2	774円

*個別リハビリテーションを実施した場合、240円が加算されます。

*入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円加算されます。

*必要な場合は療養食を提供し、1食につき8円が加算されます。

*ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

＊サービス提供体制強化加算（介護職員の総数のうち介護福祉士が８０％以上）
として、２２円が加算されます。

2 利用料

① 食費／１日

・朝食 ５１０円 ・昼食 ５１０円 ・おやつ １００円 ・夕食 ５１０円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 入所者が選定する特別な食事の費用 １食あたり２００円

通常の食事以外で特別メニューの食事を選定された場合にお支払いいただきます。

③ 滞在費（療養室の利用費）

・従来型個室 １，８６０円
・多床室 ４３７円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び③「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料１》をご覧ください。

④ 日常生活品費／１日 １４０円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 教養娯楽費／１日 １３０円

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ 理美容代 理容代 １，３００円、 美容代 １，５００円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑦ 行事費 （その都度実費をいただきます。）

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

⑧ 私物の洗濯代 ～ 円

ご相談に応じます。

＊洗濯は特別な理由のある場合のみ施設で行います。

⑨ 送迎費／片道 ３００円

基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

⑩ その他の費用

（＊利用者の選択によって使用されるポータブルテレビの利用料金１１０円／１日

（個室は不要）、個人的に使用する機器等にかかる電気代１１０円／１日、
診断書等の文書の発行２，０００円（税別）～、死亡診断書５，０００円（税別）

C 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の場合の利用者負担額
* (R6.6/1~)

1 保険給付の自己負担額

① 通所リハビリテーションの自己負担額

[1時間以上2時間未満]（個別リハ20分以上が必要）

・要介護1	369円
・要介護2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護5	491円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	622円
・要介護2	738円
・要介護3	852円
・要介護4	987円
・要介護5	1,120円

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	715円
・要介護2	850円
・要介護3	981円
・要介護4	1,137円
・要介護5	1,290円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	762円
・要介護2	903円
・要介護3	1,046円
・要介護4	1,215円
・要介護5	1,379円

*以上は1日あたりの料金です。

当事業所では原則として6時間以上のサービスを行います。(基本時間)

*身体状況により2時間以上3時間未満で利用することも可能ですので、必要に応じ担当者にご相談下さい。自己負担額は[3時間以上4時間未満]の7割となります。

*「6時間8時間未満」に前後してサービスの延長があり8時間以上となった場合、1時間未満は50円、1時間以上2時間未満は100円が加算されます。

*通所リハビリテーション計画上入浴介助を行なうこととなっている場合は、上記通所リハビリテーション費に、1日につき40円が加算されます。

*利用者毎のリハビリテーションマネジメントを行い、1月につき593円が加算されます。

*短期集中リハビリテーションを実施する場合

…退所(院)日又は認定日から3月以内は1日につき110円

*認知症短期集中リハビリテーションを実施する場合、1日につき240円

*重度療養管理加算…1日につき100円が加算されます。(要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である方)

② 介護予防通所リハビリテーションの自己負担額(要介護認定による要支援の程度により利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。)

・要支援1	2,268円
・要支援2	4,228円

*若年性認知症利用者を受入れた場合には、1月につき240円の加算があります。

*選択的サービスが行われた場合は、1月につき次の加算があります。

運動器機能向上 225円、 栄養改善 220円

*サービス提供体制強化(介護職員の総数のうち、介護福祉士が70%以上)として

要支援1は88円/月、要支援2は176円/月

要介護1～5は22円/回

2 利用料

- ① 食費 550円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ② 教養娯楽費／1日 20円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ③ 日常生活品費／1日 10円
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ④ 理美容代 理容代 1,300円、美容代 1,500円
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施前、もしくは、実施後に理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に理美容のご利用はできません。）
- ⑤ おむつ代 (1枚ごとに実費)
利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 利用者が選定する特別な食事の費用 1食あたり 200円
通常の食事以外で特別メニューを設定している場合において、特別メニューの食事を選定された場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 健康管理費 1回あたり 市町村が定めた自己負担額
インフルエンザワクチンに係る費用で、インフルエンザワクチンを希望された場合にお支払いいただきます。公費負担の対象とならない場合（65歳未満の方）は、1回あたりの料金は年度によって異なります。（約3,000円程度）
- ⑧ 肺炎球菌ワクチン 1回あたり 7,500円
肺炎予防ワクチンの接種を希望される場合は、職員まで相談ください。
- ⑨ 診断書等の文書の発行 2,000～5,000円(税別)
死亡診断書 5,000円(税別)

※以上のA～Cの1. 保険給付の自己負担は本人様の介護保険負担割合に乗じます。

《別添資料 1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」
に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方
（課税年金収入額が 80 万円超 266 万円未満の方など）
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
利用者負担第 1 段階	300	880	550	0
利用者負担第 2 段階	390(600)			430
利用者負担第 3 段階①	650(1000)	1370	1370	
利用者負担第 3 段階②	1360(1300)	1370	1370	

※ （ ）内はショートステイご利用時の料金です。